

No. 1 4 ホームページに掲載する議員の個人情報の見直しについて

【提案趣旨】

ホームページに掲載する議員の自宅住所などの個人情報については、現在、自宅か事務所のいずれかを選択できるが、事務所を持たずに議員活動を行う場合、自宅住所を掲載しなければならないため、個人情報保護の観点から、新たに会派控室を加え、これらの中から選択できるように見直しはどうか。

【現状】市議会ホームページにおける議員名簿の記載事項

- ①顔写真、②氏名、③所属会派、④当選回数、⑤連絡先住所、⑥連絡先電話番号、⑦生年月、⑧所属委員会、⑨ホームページ、⑩メールアドレス

※平成22年10月18日 議会運営委員会にて決定

ホームページに掲載する内容の見直しについて

ホームページに掲載する議員の連絡先住所及び連絡先電話番号について、個人情報保護の観点から、議員が自宅か事務所のいずれかを選択することができることを確認

【参考】 多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた各議会における取組について（令和5年9月15日付け総行第397号 総務省自治行政局長通知）

※関係部分のみ抜粋

昨年12月、第33次地方制度調査会は、議会についての現状認識と課題を踏まえ「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和4年12月28日）を取りまとめました。

同答申は、地域の多様な民意を集約し、広い見地から地域社会のあり方を議論する議会の役割の重要性を踏まえ、各議会において、女性や若者、勤労者等がより議会に参画しやすくなるための環境整備や議会活動に対する住民の理解を深め、住民が議会に関心を持つようにするための取組を行う必要性や、住民との議論も重ねながら、地域の実情に応じて、議会の目指すべき姿を明確化していく取組の意義を指摘しています。

つきましては、同答申等も踏まえ、下記の事項にもご留意の上、各議会において、多様な人材が参画し住民に開かれた議会に向けた一層の取組について、格別のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

三 議会のウェブサイトにおいて議員の住所を公表する場合があるが、個人情報への配慮が必要との指摘もあることから、住所全体ではなく一部の公表とすることを選択できるようにすることや、公表する連絡先として自宅ではなく事務所や議会事務局等を選択できるようにすることなども考えられること。